

## 優良防犯ブザー推奨実施細則

(審査委員会の開催)

第1条 審査委員会は、次により開催する。

- (1) 原則として1月、4月、7月及び10月の各月1回開催し、期日は、その都度決定する。
- (2) 申請の締め切りは、審査委員会開催月の前月の20日とする。
- (3) 開催期日の通知は、申請者に対し直接行う。

(公的試験機関等の試験成績証明書)

第2条 優良防犯ブザー推奨規程第5条及び第15条に定める公的試験機関等の試験成績証明書については、第5条の場合は、推奨を受けようとする防犯ブザー3個、第15条の場合は、推奨の更新を受けようとする防犯ブザー2個について試験を実施し、その成績を証明するものとする。

- 2 試験成績証明書の有効期間は、作成日から6ヶ月間とする。

(審査手数料等)

第3条 審査手数料及び更新手数料は、次のとおりとする。

審査手数料 48,600円

更新手数料 19,440円

- 2 シール交付手数料は、次のとおりとする。

シール1枚につき	1万枚未満	10.2円
	1万枚以上 5万枚未満	9.2円
	5万枚以上 10万枚未満	8.2円
	10万枚以上 20万枚未満	7.7円
	20万枚以上	6.6円

- 3 審査手数料等の納付方法は、次のとおりとする。

- (1) 審査手数料は、申請者があらかじめ連合会の指定口座に納付する。
- (2) シールは、申請者の要望する枚数を連合会が送付した後に、連合会の指定口座に納付する。

(シールの規格)

第4条 シールの規格は、次のとおりとする。



直径 10mm

附則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 優良防犯ブザー推奨要綱細目（平成19年1月1日施行）は、廃止する。

附則

この細則は、平成24年10月12日から施行する。

附則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第2条のうち、優良防犯ブザー推奨規程第5条に係るものについては、平成26年7月に開催する防犯ブザー審査委員会から適用する。
- 3 第2条のうち、優良防犯ブザー審査規程第15条に係るものについては、平成26年8月1日以降、推奨の有効期間の満了日の翌日を迎えるものから適用する。

附則

この附則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この附則は、平成29年4月1日から施行する。